

CTG 建交労群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

**建設29業種で働く人が
加入できる保険です!**

けんせつ健康保険
保険料は定額だから安心。補償内容も充実!

けんせつ労災保険
建設業ひとり親方の労災保険は、コースを自由に選べます。

建退共 (建設業退職金共済)
大変有利な公的退職金制度に加入できます。

詳しくはこちらへ

建交労

建設産業の労働組合
建交労群馬県本部

027-223-0007

FAX.027-223-9966 〒371-0023 前橋市本町3-11-12

**前橋・高崎市内に全戸配布の
広告新聞に建築・ダンプの広告**

建築・ダンプ支部が共同で、前橋・高崎市内に全戸配布される広告新聞10/19号に掲載。

建交労県本部第16回定期大会を開催 10～11月/秋の組合員拡大月間 アンケート・対話・宣伝で拡大を



第16回県本部大会参加の代議員と執行部

冒頭あいさつで藤嶋委員長は「集団的自衛権の閣議決定や秘密保護法制定など安倍内閣は戦争する国づくりを推し進めている。危険な政治にストップをかけ、賃上げなど労働者の要求を実現するためには、組合をもっと強く大きくしなければならぬ」と組織拡大の重要性を訴えました。

運動方針提案も組織拡大を中心に「対話のきっかけに春闘要求アンケートを大いに活用し、外に打つ

十月五日(日)午前九時半より、前橋市総合福祉会館において群馬県本部第16回定期大会が開催され、全国大会決定を基本にした運動方針を決定するとともに運動の先頭に立つ新執行部を選出し、また、討論の中心となった組織

拡大の問題で「今年の全国大会は、全国的には組織の増勢で迎えたが、残念ながら群馬県本部は組織の減少を食い止めることができなかった。この1年奮闘し、次期大会は何としても増勢で迎えよう」と意思統一しました。



団結カンパニーでお開きに

大会で選出された 県本部役員

県本部委員長 藤嶋 研(再) 測量
副委員長 桜井康雄(再) トラック
金子 和幸(再) 建築
書記長 横坂英治(再) 建築
執行委員 鈴木美博(再) ダンプ
池田克正(新) トラック
久保晴央(新) 測量
山田正人(再) 学童保育
富所正義(再) 地域合同
会計監査 塚越桂一(再) 測量
山田俊江(新) 学童保育

第16回 大会方針

春闘要求アンケートを軸に 産業・業種別運動の展開

第16回県本部定期大会決定の内、春闘要求アンケートに関する部分を一部抜粋しました。

《具体的な運動の展開》

1. 憲法を守り活かす具体的な要求・政策と運動の展開

(1) 10万人アンケートを中心とする要求・政策の確立

① 全組合員が参加する運動の中心として、「10万人アンケート」の実現をめざします。「アンケートと対話」運動で要求闘争をはじめ労働運動全体を活性化させ、周辺労働者を激励し、労働運動の影響力を引き上げます。そのために、全組合員を対象にアンケートと対話の目的・意義などを繰り返し学習するようにします。

＜アンケート活動の目的と意義＞

① 自らの要求を明確にして、その実現をめざすたかひに決起すること。

② 要求・政策の根拠や正当性、社会的大義を明らかにします。

③ 全組合員運動にしていくことで組織機能の確立・強化をはかります。

④ アンケートをひろげることで組織拡大や共同の対象をひろげます。

⑤ アンケートの結果に示された労働者や中小業者などの実態をマスコミやインターネットなどを活用して可視化し世論を見方にします。

⑥ 実態告発と世論が、業界や自治体・政府を具体的に動かす原動力になります。

アンケート集約は、11月上旬(中央春闘討論集会前)、12月下旬(第16回中央委員会前)、2015年2月中旬(春闘要求提出前)の節目ごとに集計します。

「街頭宣伝の自由を守る群馬の会」
群馬県公安委員会へ要請書提出

建交労群馬県本部も加盟している「街頭宣伝の自由を守る群馬の会」は、10月7日、6団体9人の参加で、「道路交通法施行細則」の廃止・改正を求める団体署名を県公安委員会に提出する行動に取り組みました。

県公安委員会事務局が県議会で不在のため、県警・広報広聴課の3人が対応しました。しかし、県警の玄関通路で人数制限しようとする暴挙に出たため、参加者が強く抗議し、玄関ロビーでの提出行動となりました。代表3人が規制テープの中に入り、団体署名の要請文を読み上げ、県公安委員会に確実に渡すよう求め、県警・広報広聴課の佐藤次席に団体署名477団体分を手渡しました。当初、佐藤次席は公安委員会事務局に届けるような回答でしたが、改めて確認し、公安委員会に渡すことを約束しました。

私たちは、これまで街頭宣伝への群馬県警の介入・妨害の根拠とされている「群馬県道路交通法施行細則」の廃止・改正を強く求めてきました。しかし、群馬県公安委員会がこの要請に応えない中で、県警が街頭宣伝への介入・妨害を拡大する動きが見られたため、「道路交通法施行細則」の廃止・改正を求める「要請書（団体署名）」に取り組むこととし、県内および全国の団体に団体署名への賛同を呼びかけました。

その結果、8月を中心とした短期間の取り組みにもかかわらず、



県内外の477団体から署名が寄せられました。このことは、群馬で起きている街頭宣伝への警察の介入・妨害に対する関心と憤りが、全国に広がっていることを改めて示しました。

なお、県公安委員会への団体署名の提出行動については、提出後に各新聞社・放送局などにもFAXで知らせ、引き続き積極的な報道・取材を要請しました。

第25回じんばいキャラバン
群馬・栃木労働局、栃木県へ要請

10月3日、午前10時から1時間あまり、建交労群馬県本部は、中央本部等の支援のもとに群馬労働局にじん肺根絶の要請を行いました。労働局からは労働基準部から4名が対応。ほとんどの項目について「現行法に基づき、制度に則って行うこ



としかできない。本省へ伝える」でした。今回は36協定について突っ込んだ要請をしました。「じん肺防止については指導しているが、労基法に基づき、例外規定として36協定がある」との同回答に、要請団から「明らかに有害業務であるトンネル工事がつい最近まで1日10時間、4週6休の積算基準だったことに驚いた。」「じん肺有所見者に対する粉じん時間外作業は非人道的だ」との言葉も出て局側が返答につまる場面もありました。

群馬労働局要請を終えた後、要請団の一部は栃木県に移動し、午後から、栃木労働局と栃木県に要請を行いました。栃木労働局の回答は群馬局とほぼ同じで「本省へ」でした。一方、栃木県は「今後発注する工事については8時間で工事するよう指導していく。また現在2カ所でトンネル工事が始まっている。視察の申し入れにはいつでも対応させていただきます」と快諾しました。

★紹介者にQ.U.Oカード進呈★

FAX番号 027-223-9966

組合員拡大対象者紹介カード

拡大対象者氏名					建設（ 工事） ダンプ		
住所					測量 学童保育 （ その他（ 運送		
携帯電話							
固定電話							
FAX							
業種							
摘要							
紹介者氏名							